

津市農第419号
令和6年12月27日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津市長 前葉 泰幸

市町村名 (市町村コード)	津市 (242012)	
地域名 (地域内農業集落名)	中跡部地区 (中跡部)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月13日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は水田を担っている農家が複数名おり、担い手への集積が進んでいるが、自作農家も多いため、今後も継続して農地集積を進める必要がある。また、用水路・排水路の老朽化が進んでいるため、水路の再整備が必要である。

畜産農家に入出入りする大型車等の影響で道路がひずみ、水路の構造に影響している可能性がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区内では、水稻が主要作物であるが、担い手によっては小麦など転作も実施されている。

また、一部の担い手により飼料用とうもろこしが栽培されており耕畜連携が図られていることから、地権者や地域の理解を得ながら耕作を継続していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	17.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	17.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として、農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地バンクへの貸し付けを基本とし、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。
(3)基盤整備事業への取組方針
過去の圃場整備事業から50年以上経過していることから、特に水路の維持管理には費用がかかる。地権者の意向を踏まえて、必要に応じて修繕・改修等を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区内では、複数の担い手が耕作していることから、可能な限り現在の担い手による耕作継続に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる作業は、委託による実施を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

③作業の省力化・効率化に向けて、スマート農機の導入を図る。
 ⑦地区内の農道・水路等の施設について、担い手及び地区住民の話し合いにより相互に連携協力し、適切に維持管理していく。
 ⑧地区内には、畜産農家の畜舎・サイロ等の施設が設置されているが、今後も引き続き農業用施設の使用を継続する。
 畜産農家付近の道路のひずみが水路の構造に影響している可能性があり修繕等により対応しているが、道路管理者による道路の構造改善等の抜本的な措置を検討する必要がある。